

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

テクセンドフォトマスク株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年9月30日
【会社名】	テクセンドフォトマスク株式会社
【英訳名】	Tekscend Photomask Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 CEO 二ノ宮 照雄
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03-5418-3905（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 CFO 糸雅 誠一

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2025年9月22日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 1 第三者割当等による株式等の発行の内容」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第四部 株式公開情報	1
第2 第三者割当等の概況	1
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	1

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____ 罫で示してあります。

第四部
 【株式公開情報】

第2
 【第三者割当等の概況】

1
 【第三者割当等による株式等の発行の内容】
 (訂正前)

<前略>

項目	新株予約権⑩
発行年月日	2024年10月31日
種類	新株予約権
発行数	普通株式 386,500株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、3
資本組入額	1,168円
発行価額の総額	902,477,500円
資本組入額の総額	451,432,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

<中略>

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

＜中略＞

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2024年10月31日以降
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。

4. 新株予約権①については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員2名）による権利の喪失により、発行数は489,572株、発行価額の総額は440,614,800円、資本組入額の総額は220,307,400円となっております。
5. 新株予約権③については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員5名）による権利の喪失により、発行数は96,000株、発行価額の総額は86,400,000円、資本組入額の総額は43,200,000円となっております。
6. 新株予約権⑥については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員10名）による権利の喪失により、発行数は275,587株、発行価額の総額は643,495,645円、資本組入額の総額は321,885,616円となっております。

(訂正後)

<前略>

項目	新株予約権⑩
発行年月日	2024年10月31日
種類	新株予約権
発行数	普通株式 386,500株
発行価格	1株につき 2,335円 (注)2、3
資本組入額	1,168円
発行価額の総額	902,477,500円
資本組入額の総額	451,432,000円
発行方法	2024年9月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	割当日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)までの間は、第三者に譲渡しないものとする。

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年3月31日であります。

<中略>

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

＜中略＞

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩
行使時の払込金額	1株につき2,335円	1株につき2,335円
行使期間	2026年9月19日から 2039年9月18日まで	2024年10月31日以降
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。
新株予約権の譲渡に関する 事項	割当日から上場日の前 日又は新株予約権の行 使を行う日のいずれか 早い日までの間は、第 三者に譲渡しないもの とする。	割当日から上場日以後 6か月間を経過する日 (当該日において割当 新株予約権の割当日以 後1年間を経過してい ない場合には、割当新 株予約権の割当日以後 1年間を経過する日)ま での間は、第三者に譲 渡しないものとする。

4. 新株予約権①については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員2名）による権利の喪失により、発行数は489,572株、発行価額の総額は440,614,800円、資本組入額の総額は220,307,400円となっております。
5. 新株予約権③については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員5名）による権利の喪失により、発行数は96,000株、発行価額の総額は86,400,000円、資本組入額の総額は43,200,000円となっております。
6. 新株予約権⑥については、新株予約権割当て契約締結後の退職（従業員10名）による権利の喪失により、発行数は275,587株、発行価額の総額は643,495,645円、資本組入額の総額は321,885,616円となっております。